

中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業  
環境影響評価方法書への意見について

**1 全般的事項について**

- (1) 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、地域住民の立場を考慮し、誠意ある対応を行うこと。
- (2) 環境への影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 既存処分場の影響を含めた環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。  
なお、評価項目によっては、既存処分場の整備、供用による環境の変化の把握が困難な項目もあることから、評価項目ごとに予測、評価の考え方を整理し、環境影響評価準備書に記載すること。

**2 地域特性について**

- (1) 埋立終了後及び処分場廃止後の緑化にあたっては、地域に生育する樹種等を選択するなど、遺伝子汚染が生じないように配慮するとともに、地域の生物多様性の確保についても配慮した緑化計画とすること。
- (2) 増設予定区域は有効土層が薄いこと、また、斜面の傾斜が急なことなどから、特に、造成地上部の残置森林における立木の根返り等により林地崩壊が発生しないよう、十分な対策を講じること。

**3 水環境について**

下流域での農業用水及び養鯉場等の利水への影響を十分踏まえた予測、評価を行うとともに、塩化物イオンについても調査項目に追加すること。

**4 動植物、生態系について**

- (1) 鳥類の種の分類にあたっては、「日本鳥類目録改訂第7版」を使うこと。
- (2) 動物に関する調査期間等の記載にあたっては、それぞれの調査方法ごとに、各回（季節）の調査員の人数や調査日数及び調査期間等を記載するなど、適切な生息状況等が把握できるものであることを示すこと。
- (3) 猛禽類調査にあたっては、営巣期など種類による生息特性の違いを踏まえ、適切な情報が把握できるよう調査時期や調査期間等に十分配慮すること。
- (4) 増設予定区域の北側に位置する他社の区域内の森林の一部についても、増設予定区域と連続する森林区域として調査対象に含めることを検討すること。

**5 その他**

- (1) 県及び方法書関係市町が策定した環境に関する計画、その他各種関連計画等の内容を十分踏まえたうえで評価を行うこと。
- (2) 工事車両及び廃棄物搬入車両等の走行が集中する居住地域における交通事故防止対策を徹底すること。